

## 全社協・全国身体障害者施設協議会 表彰細則

(勤続年数の算定)

第1条 表彰規程第3条①に定める表彰の被表彰候補者の勤続年数は次のとおり算定する。

- ① 勤続年数の算定は、表彰する年度の4月1日現在で算定する。
- ② 本協議会会員施設在職期間が中断している場合は、その期間を除き、在職期間を通算する。
- ③ 勤続年数には、所属法人内の他障害者(児)施設・事業における勤続年数も通算できるものとするが、その場合には、会員施設に10年以上勤務していることを条件とする。ただし、表彰する年度の4月1日に会員施設に勤務していることとする。
- ④ 非常勤職員の勤続年数は、次の算定方式によるものとする。

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の1カ月又は1週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の1カ月又は1週間の勤務日数}}$$

(災害対応等功労者表彰)

第2条 表彰規程第3条②に定める表彰は、以下の条件全てを満たすものを対象とする。

- ① 表彰する年度の前年度に功労のあったもの。
- ② 功労のあった時点で会員施設に所属しているもの。
- ③ 表彰する年度の4月1日に会員施設に勤務しているもの。

(退任協議員感謝)

第3条 表彰規程第3条③に定める表彰の対象は以下の条件全てを満たすものを対象とする。

- ① 表彰する年度の前年度に退任したもの。
- ② 協議員であった期間の勤務先施設が、表彰する年度の4月1日時点においても会員施設であること。

(特別功労者感謝)

第4条 表彰規程第3条④に定める表彰は、以下の条件全てを満たすものを対象とする。

- ① 本協議会の正副会長を10年以上務めたもの。
- ② 表彰する年度の前年度に退任したもの。
- ③ 正副会長であった期間の勤務先施設が、表彰する年度の4月1日時点において会員施設であること。

(重複時の取扱い)

第5条 表彰規程第3条③に定める表彰および表彰規程第3条④に定める表彰のいずれも該当する者がいる場合は、いずれか一方のみを授与するものとする。

(被表彰者死亡時の取扱い)

第6条 表彰規程第4条第3項に定める被表彰者が死亡したときの表彰の方法は、賞状その他を遺族に贈るものとする。

(附 則)

1. この細則は平成26年3月14日より実施する。